

令和2年度 第2回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和2年5月12日（火）午後3時00分

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会議室

3. 出席委員：農業委員 7名 農地利用最適化推進委員 2名

1番 渡 邊 通 君

2番 小 泉 治 久 君

4番 浅 野 敬 司 君

5番 吉 田 和 嗣 君

6番 島 田 辰 男 君

8番 横 張 清 彦 君

9番 青 山 和 泉 君

10番 山 崎 久 司 君

9番 栗 山 繁 君

4. 欠席委員：農業委員 1番 藤平清子 君 3番 柳生利幸 君 7番 長谷川義洋 君

農地利用最適化推進委員 2番 吉田一男 君 3番 山崎 明 君

4番 小見川 清 君 5番 小松崎秀昭 君 6番 福岡みつ子 君

7番 諏訪原早苗 君 8番 野口裕司 君 10番 大塚康夫 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第4号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第4号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 水間 宗 君

7. 会議の概要

午後3時00分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席委員は9名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、2番小泉治久委員・4番浅野敬司委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

整理番号2番が農業委員8番横張清彦委員に関連しますので、退室をお願いします。
事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
整理番号2番を先に審議願います。

整理番号2番、申請日4月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が34aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為にございます。譲渡の理由としては、農地中間管理機構の特例事業によるもので、農林振興公社が買受した農地です。10aあたり〇〇円、営農計画は、白菜、レタスとなっております。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。5番吉田和嗣委員お願いいたします。

5番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は適正に管理されており、境界についても問題ないと思われまます。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

(農業委員8番横張清彦委員 入室)

続きまして、整理番号3番が農業委員5番吉田和嗣委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 整理番号3番、申請日4月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積9aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為にございます。譲渡の理由としては、農地中間管理機構の特例事業によるもので、農林振興公社が買受した農地です。10aあたり〇〇円、営農計画はレンコンです。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。4番浅野敬司委員お願いいたします。

4 番： 整理番号 3 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は適正に管理されており、境界についても問題ないと思われます。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。
（農業委員 3 番吉田和嗣委員 入室）
続きまして、整理番号 4 番が農業委員 9 番青山和泉委員に関連しますので、退室をお願いします。
事務局説明をお願いします。

事 務 局： 整理番号 4 番、申請日 4 月 2 2 日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、2 筆、面積合計が 2 0 a です。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡の理由としては、農地中間管理機構の特例事業によるもので、農林振興公社が買受した農地です。10a あたり〇〇円、営農計画は水稻です。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。5 番吉田和嗣委員お願いいたします。

5 番： 整理番号 4 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は適正に管理されており、境界についても問題ないと思われます。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。
（農業委員 9 番青山和泉委員 入室）
引き続き、事務局説明をお願いします。

事 務 局： 整理番号 1 番、申請日 4 月 2 1 日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1 筆、面積 3 0 a です。譲受人の理由としては、譲渡人の要望による為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為で、所有権移転の売買となります。10a あたり〇〇円、営農計画は、スイカ、白菜、トマトとなっております。

整理番号 5 番、申請日 4 月 2 3 日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、4 筆、面積合計が 8 7 a です。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為で、所有権移転の売買となります。10a あたり〇〇円、営農計画は水稻です。

- 議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を6番島田辰男委員、5番を2番小泉治久委員お願いいたします。
- 6番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は適正に管理されており、境界についても問題ないと思われます。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 2番： 整理番号5番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は適正に管理されており、境界についても問題ないと思われます。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

- 議 長： 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。
事務局説明をお願いします。
- 事務局： 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について
整理番号1番、申請日4月27日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積2a、転用計画は、自己用住宅敷地拡張です。周囲は宅地も多く、周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地です。隣接している農地について、支障をきたす恐れはないと思われます。雨水については、敷地内浸透を行う計画であります。
- 議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。8番横張清彦委員お願いいたします。
- 8番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、境界について問題なく、周辺農地の営農への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

＜議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について＞

議長： 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番及び2番は、譲受人は同一です。新型コロナウイルスの影響を懸念され、4月の現地立会いを欠席したため、審議が延期となっていた案件であります。

整理番号1番、申請日3月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が6aです。転用理由は、太陽光発電施設設置のためです。工事期間は令和2年6月1日から令和2年6月30日までです。契約内容は賃貸借権（20年）、年額〇〇円です。パネル324枚、パワーコンディショナー9台、発電出力154.8kwです。農用地区域外であり、周囲は国道に囲まれ、周辺農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。造成計画については、盛土、切土は行わず、現状のまま利用、雨水は敷地内処理の予定であります。周囲にはフェンスを回す計画であります。

整理番号2番、申請日3月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が10aです。転用理由は、太陽光発電施設設置のためです。工事期間は令和2年6月1日から令和2年6月30日までです。契約内容は賃貸借権（20年）、年額〇〇円です。パネル320枚、パワーコンディショナー9台、発電出力153.5kwです。農用地区域外であり、整理番号1番と同様、第2種農地と判断いたしました。造成計画についても同様であります。

整理番号3番、申請日4月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が5aです。転用理由は、自己用住宅建築のためです。工事期間は令和2年6月1日から令和2年9月30日までです。契約内容は所有権移転（10分の1を贈与）となっております。周囲は宅地も多く、周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であります。造成計画については、最高0.3m盛土を行い、用水については地下水くみ上げ、雨水については自然流下、汚水及び生活雑排水については合併浄化槽で処理後、敷地内処理を計画しております。この案件については、令和2年1月に農地法4条の規定による申請を行っていましたが、建築部門において、茨城県建築指導課からの指導があり、4条申請を取下げ、今回の5条申請に至ったものです。

整理番号4番及び5番、譲受人が同一であり、申請地も隣接していることから申請をひとつにまとめていただきました。申請日4月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が15aです。転用理由は、資材置場兼駐車場用地です。契約内容は賃貸借権（永年）、年額〇〇円です。周囲は宅地も多く、周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。造成計画については、現状のまま利用、雨水については自然流下を計画しております。

整理番号6番、申請日4月27日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、3筆、面積合計が5aです。転用理由は、自己用住宅建築のためです。工事期間は令和2年7月1日から令和2年11月10日までです。契約内容は所有権移転（贈与）となっております。周囲は宅地も多く、周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であります。造成計画については、最高0.8m盛土を行い、近隣の土地への土砂流出及び崩壊防止のため、土留め工事、法面保護を行う計画です。用水については公共上水道、雨水については敷地内浸透、汚水及び生活雑排水については合併浄化槽で処理後、側溝への放流を計画しております。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番2番6番を8番横張清彦委員、整理番号4番5番を9番青山和泉委員お願いいたします。

- 8 番： 整理番号 1 番及び 2 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、いずれも休耕中の農地であり、適正に管理されてきました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 9 番： 整理番号 4 番及び 5 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、いずれも休耕中の農地であり、一部砂利が敷き詰められていましたが、管理は適正に行われていました。また、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 8 番： 整理番号 6 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、いずれも休耕中の農地であり、適正に管理されてきました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第 4 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

- 議 長： 続いて、議案第 4 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題といたします。
事務局説明をお願いします。
- 事 務 局： 議案第 4 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）
整理番号 1 番、申請日 4 月 2 1 日、申請地は阿見町大字〇〇、地目は畑、1 筆、面積は 5 a、用途は登記申請（地目変更）の為で、大半が 3 0 年以上竹林となっております。現況写真（非農地）国土地理院平成 1 1 年 5 月 3 0 日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。
- 議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 5 番吉田和嗣委員お願いいたします。
- 5 番： 整理番号 1 番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。大半が竹林となっており、既に農地としての利用は困難な状況であり、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第 4 号 現況確認証明の発行について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

＜議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について＞

議長： 続いて、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

整理番号10番が農業委員8番横張清彦委員に関連しますので退室をお願いします。
事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑1筆、面積が10a、利用権の内容は普通畑、権利は使用貸借の利用権でございます。5年の新規設定です。

整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が7a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、5筆、面積合計が28a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の新規設定です。

整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、4筆、面積合計が25a、利用権の内容は普通畑、地目は田で、1筆、面積9a、利用権の内容は水稻、権利は使用貸借の利用権でございます。5年の新規設定です。

整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、3筆、面積合計が40a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、3年の新規設定です。

整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が32a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号7番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が40a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10年の新規設定です。

整理番号8番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2筆、面積合計が68a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、3年の新規設定です。

整理番号9番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2筆、面積合計が60a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、4年の新規設定です。

整理番号10番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2筆、面積合計が21a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号11番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が45a、権利は貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号12番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が20a、権利は貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の再設定です。

整理番号13番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が20a、権利は貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号14番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が12a、地目は田で、1筆、面積が17a、権利は貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号15番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、2筆、面積合計が30a、権利は貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号16番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が15a、権利は貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号17番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が15a、権利は貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号18番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が27a、権利は貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号19番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が120a、権利は貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号3番4番が委員の斡旋による新規設定ですので、最適化交付金の実績として計上いたします。

議長： 説明は以上です。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。
（農業委員8番横張清彦委員入室）

<議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について>

議長： 続いて、議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について

整理番号1番から9番、阿見町〇〇、地目は畑で、8筆、面積合計が38a、10年の賃貸借の利用権でございます。1筆、面積が27a、10年の使用貸借の利用権でございます。利用権の内容はさつま芋で、貸し手3名、借り手、茨城県農林振興公社、担い手1名です。

整理番号10番から13番、阿見町〇〇、地目は畑で、3筆、面積合計が29a、10年の賃貸借の利用権でございます。1筆、面積が8a、10年の使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、貸し手3名、借り手、茨城県農林振興公社、担い手1名です。

議長： 説明は以上です。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを採決いたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<報告事項>

議長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局： 報告事項

- 1、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 2、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 3、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 4、農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。

令和2年5月12日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

- 事務局： 報告第1号農地法第4条の規定による市街化区域内的の農地転用届出に対する決定について、案件は1件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議長： 報告第1号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。
- 事務局： 続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内的の農地転用届出に対する決定について、案件は6件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議長： 報告第2号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。
- 事務局： 続きまして、報告第3号農地法18条第6項の規定による通知書の受理について、案件は4件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議長： 報告第3号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。
- 事務局： 続きまして、報告第4号農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について、案件は3件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議長： 報告第4号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。

<その他>

- 議長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

事務局： その他（事務連絡）

① 活動報告

○4月17日（金）里芋の種芋植付

②現地調査及び総会の予定

○6月現地調査 6月 9日（火）当番農委 3番柳生利幸委員
当番農委 5番吉田和嗣委員

○6月定例総会 6月10日（水）午後2時から

- 議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後 3時30分 閉会

議 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印